

安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 目次 第 1 章 総則(第 1 条— <u>第 21 条</u>) | 目次 第 1 章 総則(第 1 条— <u>第 18 条</u>) |

第 2 章 家庭的保育事業(第 22 条—第 26 条)

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則(第 27 条)

第 2 節 小規模保育事業 A 型(第 28 条—第 30 条)

第 3 節 小規模保育事業 B 型(第 31 条・第 32 条)

第 4 節 小規模保育事業 C 型(第 33 条—第 36 条)

第 4 章 居宅訪問型保育事業(第 37 条—第 41 条)

第 5 章 事業所内保育事業(第 42 条—第 48 条)

第 6 章 雑則(第 49 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

第 2 条から第 4 条まで (略)

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第 5 条 (略)

第 2 章 家庭的保育事業(第 19 条—第 22 条)

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則(第 23 条)

第 2 節 小規模保育事業 A 型(第 24 条—第 26 条)

第 3 節 小規模保育事業 B 型(第 27 条・第 28 条)

第 4 節 小規模保育事業 C 型(第 29 条—第 32 条)

第 4 章 居宅訪問型保育事業(第 33 条—第 37 条)

第 5 章 事業所内保育事業(第 38 条—第 44 条)

第 6 章 雑則(第 45 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 _____ の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

第 2 条から第 4 条まで (略)

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第 5 条 (略)

- 保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 5 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第

保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 7 条 (略)

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確

第 7 条 (略)

認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第 8 条 (略)

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第 9 条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第 11 条 (略)

第 12 条 (略)

第 8 条 (略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 9 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第 10 条 (略)

第 11 条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 12 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規

第 13 条 削除

(衛生管理等)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品につい

定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 9 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、食事について、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、調理について、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

て、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第 15 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、食事について、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、調理について、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第 16 条 (略)

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(食事の提供の特例)

第 14 条 (略)

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。

(1)から(3)まで (略)

第 17 条 (略)

第 18 条 (略)

(家庭的保育事業等に備える帳簿)

第 19 条 家庭的保育事業等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

第 20 条 (略)

第 21 条 (略)

第 2 章 家庭的保育事業

第 22 条 (略)

(職員)

第 23 条 (略)

2 (略)

3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する広島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第 34 条第 2 項において同じ。)とともに保育する場合には、5 人以下とする。

(保育時間)

第 24 条 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第 15 条 (略)

第 16 条 (略)

第 17 条 (略)

第 18 条 (略)

第 2 章 家庭的保育事業

第 19 条 (略)

(職員)

第 20 条 (略)

2 (略)

3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する広島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第 30 条第 2 項において同じ。)とともに保育する場合には、5 人以下とする。

(保育時間)

第 21 条 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条_____において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

| | |
|---|--|
| <p>第 25 条 家庭的保育事業者は、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> | <p>第 22 条 家庭的保育事業者は、規則が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> |
| <p>(保護者との連絡)</p> | |
| <p>第 26 条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> | |
| <p>第 3 章 小規模保育事業</p> | <p>第 3 章 小規模保育事業</p> |
| <p>第 1 節 通則</p> | <p>第 1 節 通則</p> |
| <p>第 27 条 (略)</p> | <p>第 23 条 (略)</p> |
| <p>第 2 節 小規模保育事業 A 型</p> | <p>第 2 節 小規模保育事業 A 型</p> |
| <p>(設備の基準)</p> | <p>(設備の基準)</p> |
| <p>第 28 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> | <p>第 24 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> |
| <p>(1)から(3)まで (略)</p> | <p>(1)から(3)まで (略)</p> |
| <p>(4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。</p> | <p>(4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第 29 条第 4 号及び第 5 号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。</p> |
| <p>(5)から(7)まで (略)</p> | <p>(5)から(7)まで (略)</p> |
| <p>(職員)</p> | <p>(職員)</p> |
| <p>第 29 条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> | <p>第 25 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 14 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第 30 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者(第 30 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(A 型)」という。)」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A 型)」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第 26 条 第 21 条及び第 22 条</u>の規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、<u>第 21 条中「家庭的保育事業を行う者(次条</u>において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者(第 26 条において準用する次条<u>において「小規模保育事業者(A 型)」という。)」と、第 22 条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A 型)」とする。</p> |
| <p>第 3 節 小規模保育事業 B 型</p> | <p>第 3 節 小規模保育事業 B 型</p> |
| <p>(職員)</p> <p><u>第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する広島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあつては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第 32 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業</u></p> | <p>(職員)</p> <p><u>第 27 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する広島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 14 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあつては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第 28 条 第 21 条、第 22 条及び第 24 条</u>の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において、<u>第 21 条中「家庭的保育事業</u></p> |

を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。))とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者(第 32 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(B 型)」という。))と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B 型)」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」とする。

第 4 節 小規模保育事業 C 型

(設備の基準)

第 33 条 小規模保育事業 C 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 C 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 保育室等を 2 階以上に設ける建物は、第 28 条第 7 号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第 34 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 C 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

第 35 条 (略)

(準用)

第 36 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 C 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。))とあるのは「小規模保育事業 C 型を行う者(第 36 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(C 型)」という。))と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C 型)」

を行う者(次条_____において「家庭的保育事業者」という。))とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者(第 28 条において準用する次条_____において「小規模保育事業者(B 型)」という。))と、第 22 条_____中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B 型)」と、第 24 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」とする。

第 4 節 小規模保育事業 C 型

(設備の基準)

第 29 条 小規模保育事業 C 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 C 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 保育室等を 2 階以上に設ける建物は、第 24 条第 7 号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第 30 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 C 型又は第 14 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

第 31 条 (略)

(準用)

第 32 条 第 21 条及び第 22 条_____の規定は、小規模保育事業 C 型について準用する。この場合において、第 21 条中「家庭的保育事業を行う者(次条_____において「家庭的保育事業者」という。))とあるのは「小規模保育事業 C 型を行う者(第 32 条において準用する次条_____において「小規模保育事業者(C 型)」という。))と、第 22 条_____中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C 型)」

と読み替えるものとする。

第 4 章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第 37 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) (略)
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
- (5) (略)

第 38 条 (略)

第 39 条 (略)

(居宅訪問型保育連携施設)

第 40 条 居宅訪問型保育事業者は、第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長が指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限

とする_____。

第 4 章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第 33 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) (略)
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
- (5) (略)

第 34 条 (略)

第 35 条 (略)

(居宅訪問型保育連携施設)

第 36 条 居宅訪問型保育事業者は、第 33 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長が指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限

りでない。

(準用)

第 41 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第 5 章 事業所内保育事業

第 42 条 (略)

(設備の基準)

第 43 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以上のものに限る。以下この条、第 45 条及び第 46 条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(8)まで (略)

(職員)

第 44 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第 45 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確

りでない。

(準用)

第 37 条 第 21 条及び第 22 条の規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第 21 条中「家庭的保育事業を行う者(次条 _____ において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第 22 条 _____ 中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする _____。

第 5 章 事業所内保育事業

第 38 条 (略)

(設備の基準)

第 39 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以上のものに限る。以下この条、第 41 条及び第 42 条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(8)まで (略)

(職員)

第 40 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 14 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師 _____ を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第 41 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確

保に当たって、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(準用)

第 46 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第 46 条において準用する次条及び第 26 条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(職員)

第 47 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する広島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

保に当たって、第 6 条第 1 号 及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第 42 条 第 21 条及び第 22 条 の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 21 条中「家庭的保育事業を行う者(次条 _____ において「家庭的保育事業者」という。)とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第 42 条において準用する次条 _____ において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第 22 条 _____ 中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする _____ 。

(職員)

第 43 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する広島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 14 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師 又は看護師 _____ を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)
第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。)」と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 48 条において準用する第 28 条第 5 号」と読み替えるものとする。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則
(施行期日)
第 1 条 (略)

(準用)
第 44 条 第 21 条、第 22 条及び第 24 条_____の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 21 条中「家庭的保育事業を行う者(次条_____において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第 44 条において準用する次条_____において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第 22 条_____中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 24 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。)」と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 48 条において準用する第 28 条第 5 号」と読み替えるものとする。

第 6 章 雑則

(委任)

第 45 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)
第 1 条 (略)

